

内閣府 食品安全委員会 事務局  
技術参与（非常勤一般職国家公務員）募集要項

内閣府食品安全委員会は、食品中の危害要因の低減等のための規制や指導等を行う行政機関から独立して設置された機関で、食品の安全に関して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）や食品安全に関する情報収集を行っています。

この度、食品安全委員会事務局において、リスク評価の業務補助（新たな評価方法の導入等、農薬、かび毒・自然毒等）、情報収集（ドイツ語・英語）及び国際関連業務補助（食品健康影響評価書の英訳、英文学術誌の刊行業務）を担当する技術参与を募集します。

1 採用内容

- 職 名 : 内閣府 食品安全委員会事務局 技術参与（非常勤）  
採用予定者数 (1) リスク評価の業務補助（新たな評価方法の導入等） 1名  
(2) リスク評価の業務補助（農薬） 1名  
(3) 情報収集（ドイツ語（必須）及び英語） 1名  
(4) 国際関連業務補助（食品健康影響評価書の英訳 1名、英文学術誌の刊行業務 1名） 2名  
(5) リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等） 1名

計6名

- 採用予定期 (1)～(4)については、令和4年9月1日以降  
(5)については、令和4年10月1日以降  
※ 実際の採用日については、採用内定者と相談の上、決定

2 業務内容

(1) リスク評価の業務補助（新たな評価方法の導入等）

*in silico* 手法や統計・数理モデルを活用したリスク評価法等、国際的に導入が進められている新たな評価方法の食品健康影響評価<sup>(\*)</sup>への導入に向けた以下の業務。

- ① 新たな評価方法に関する文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成。
- ② 新たな評価方法を用いた解析、計算。
- ③ 新たな評価方法の導入に向けた食品安全委員会における審議に用いる資料作成の補助。

(2) リスク評価の業務補助（農薬）

農薬の食品健康影響評価<sup>(\*)</sup>に必要なヒト又は動物に関する試験・調査データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成。

(3) 情報収集（ドイツ語（必須）及び英語）

主にドイツ語圏と英語圏における食品安全関連情報（食品安全に関するリスク評価、科学論文、法令等）を収集し、和文に翻訳又は要約するとともに、それらの情報を分析、編集及び報告し、資料を作成する業務その他関連業務（パソコン使用）。

#### (4) 國際関連業務補助（英語）

- ・食品健康影響評価<sup>(\*)</sup>の英訳に関する業務（翻訳業務）等
- ・英文学術誌の刊行業務（編集補助・英文校正業務）等

#### (5) リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等）

食品健康影響評価<sup>(\*)</sup>（かび毒・自然毒等）に必要な試験データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成。

〔\* 食品健康影響評価とは、食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。〕

### 3 応募資格

#### (1) 専門性について

##### ア 上記2の（1）の業務（リスク評価の業務補助（新たな評価手法の導入等））について

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 統計学、毒�性学、薬学、公衆衛生学（疫学等）、生化学、農芸化学、生物学、理学、工学、医学又は獣医学のうち一つ又は複数の分野について食品健康影響評価に必要となる科学的な専門知識を有する者。
- ② 統計学、毒�性学、薬学、公衆衛生学（疫学等）、生化学、農芸化学、生物学、理学、工学、医学、獣医学など食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）を検索し、その要約を作成して取りまとめられること又は同種の業務経験（研究等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は当該分野に関する修士以上の学位若しくは大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者又は、毒性試験、毒性評価若しくは疫学研究の実務経験がある者。

##### イ 上記2の（2）の業務（リスク評価の業務補助（農薬））について

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 公衆衛生学（疫学等）、医学、薬学、獣医学、毒�性学、実験動物学、生化学、農芸化学、栄養科学又は生物学などのうち一つ又は複数の分野について科学的な専門知識を有する者。
- ② 公衆衛生学（疫学等）、医学、薬学、獣医学、毒�性学、実験動物学、生化学、農芸化学、栄養科学又は生物学など食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク管理に係る情報等を検索し、その要約を作成して取りまとめられること又は同種の業務経験（研究等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

##### ウ 上記2の（3）の業務（情報収集（ドイツ語（必須）及び英語））について

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。

- ① ドイツ語技能検定試験2級又はこれと同等程度以上（必須）及びTOEIC 800点以上又はこれと同等の能力を有し、海外の食品安全関連情報（食品一般）を収集・翻訳・要約する能力を有する者。

- ② ドイツ語を用いた業務や調査研究の経験を有しているなどにより、海外情報を理解し、合理的に収集し、資料を作成する能力を有する者（食品に関連した経験であることが望ましい）。

上記のほか、他言語の翻訳能力を有する者については、これについて考慮する。

## **エ 上記2の（4）の国際関連業務補助（食品健康影響評価書の英訳、英文学術誌の刊行業務）について**

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことが更に望ましい。

- ① TOEIC 900点以上又はこれと同等の英語能力を有する者（留学経験がある等）
- ② 医学、獣医学、薬学、栄養学、化学、生物学、農学等など食品安全に関する科学的な専門知識を有する者
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は医学、獣医学、薬学、栄養学、化学、生物学、農学等の分野に関する修士以上の学位を有するか、大学、研究機関や企業での研究経験を有し、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者であって、かつ、翻訳業務については、食品安全に関するリスク評価書の英語訳又は日本語訳の業務経験を有すること、また、編集補助・英文校正業務の者については、学術英語論文の校正の業務経験を有すること。

## **オ 上記2の（5）の業務（リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等））について**

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門的知見を有しており、その他、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学などのうち一つ又は複数の分野について科学的な専門知識を有すること。
- ② 毒性学、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学など食品安全影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク評価に係る情報等を検索し、その要約を作成して取りまとめられること又は同種の業務経験（研究等を含む。）を有すること。
- ③ ①の分野に関する修士以上の学位又は医師、薬剤師、獣医師の資格を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有すること。

### **（2）職務経験について**

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で5年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者。なお、上記2の（4）の国際関連業務補助（食品健康影響評価書の英訳、英文学術誌の刊行業務）については、当該経験を有する事が望ましい。

### **（3）応募できない要件**

以下に該当する者は応募できない。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

#### (4) その他

- 採用に当たっては、業務に関する職務経験並びに採用者及び採用者と生計を一にする者が従事する企業等を考慮する。
- 利害関係を有する職業との兼業は不可。
- 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得の手続をしていただくことになります。

#### 4 提出書類

##### (1) 志望動機について記した小論文（様式自由）

800字程度とし、表題、氏名を最初に記入すること。

##### (2) 履歴書1通（様式自由：市販品、ワープロ可）

- カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付し、職務経験（期間、勤務先、職種、業務内容等の経歴）が分かるように記載すること。
- 日中確実に連絡が付く連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

##### (3) ③の応募資格を満たすことを証明できるもの

- 免状、認定証、卒業証書、TOEIC等の語学関係の検定試験のスコアや資格。学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。いずれも写しで可。  
＊ 電子媒体での提出は受け付けません。  
提出された応募書類は返却いたしません（当方で破棄します）。

#### 【書類提出先及びお問い合わせ先】

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22F

内閣府食品安全委員会事務局 総務課

電話 (03) 6234-1078

#### 5 試験日程等

受付締切日	2022(令和4)年9月9日(金)17時必着(持参可) ※ 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接等を行います。 ※ 締切前であっても、採用予定者が決まり次第、募集終了することがありますので御承知おきください。
書類審査結果の通知	随時。 ※ 採否に関する個別的な問い合わせには応じません。
面接試験日	随時(書類審査合格者と相談の上、決定) なお、必要と判断される場合には面接と併せて業務遂行能力を確認するため筆記試験(英文和訳)を実施します。
試験会場	東京都港区赤坂 *詳細は書類審査合格者のみにご連絡します
面接審査結果の通知	面接等の実施後、随時。 ※ 採否に関する個別的な問い合わせには応じません。

## 6 勤務条件

- 勤務地 : 東京都港区赤坂
- 勤務時間 : 1日5時間45分 (10:00~12:00 及び 13:30~17:15)  
土・日・祝日及び年末年始 (12月29日~1月3日) は休み  
ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認める場合は、勤務とする
- 任期 : 採用日から2年以内  
(勤務状況等により更新することがあります)
- 給与等 : 日額12,300~19,400円 (経験等による)  
\* 法令等の改正により日給等が変更となる可能性あり。  
\* 通勤手当支給 (上限55,000円/月。当方規定による)  
\* 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険適用は加入要件に従う。  
(令和4年10月より健康保険は、国家公務員共済組合制度(短期給付)への加入に切り替わります。)  
\* 賞与・昇給なし  
\* 年次休暇は採用から6ヵ月経過後に次の1年分として10日間付与 (全勤務日の8割以上出勤した場合)、その他に特別休暇等あり。